制定令和6年3月29日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市犯罪被害者等支援条例(令和5年市条例第42号。以下「条例」という。)第11条に基づき、犯罪被害者等に対して行う助成金(以下「助成金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為(交通事故によるものを除く。)を除く。)をいう。
  - (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病等をいう。
  - (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
  - (4) 見舞金受給者 熊本市犯罪被害者等見舞金給付要綱第3条第1項第1号に規定する 遺族見舞金又は同項第2号に規定する重傷病等見舞金の給付を受けた者をいう。
  - (5) 市民 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) に基づき本市の住民基本台帳に 記録されている者又は次のアからキまでのいずれかに該当する者であって本市の住民 基本台帳に記録をされずに本市の区域内に居住しているものをいう。
    - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けていた者
    - イ ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第4項 に規定するストーカー行為に係る被害を受けていた者
    - ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童 虐待を受けていた者
    - エ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律 第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けていた者
    - オ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律 第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待を受けていた者
    - カ 就業中又は就学中の状態にある者
    - キ その他、本市の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

(助成対象費用)

- 第3条 市長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる 犯罪被害者等が新たな住居へ転居するために要する費用を助成するものとする。
- 2 前項に規定する転居費用の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1) 家財等の運送及び荷造り等のサービスに係る費用
  - (2) 敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、家賃その他の新たな住居に入居する際に要した初期費用
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 3 助成の額は、20万円を限度とし、回数は、同一の犯罪被害について1回までとする。 (助成対象者)
- 第4条 前条の助成は、次の各号のいずれにも該当する見舞金受給者に対して助成するものとする。
  - (1) 犯罪被害を受けた時において、市民であった者
  - (2) 次に掲げるもののいずれかに該当し、従前の住居に居住することが困難になったと 認められる者
    - ア 従前の住居又はその付近において、犯罪被害を受けたために、精神的に当該住居 に居住し続けることが困難となった者
    - イ 犯罪行為により従前の住居が滅失し、又は著しく損壊したために居住することが できなくなった者
    - ウ 二次被害又は再被害を受けた者若しくは受ける恐れのある者
- 2 前項各号に掲げるもののほか、助成金の給付が特に必要であると市長が認める者 (助成金を給付しない場合)
- 第5条 市長は、次の各号に掲げる場合は、助成金を給付しない。
  - (1) 見舞金受給者が、同一の犯罪被害につき、他の地方公共団体から当該助成と同種の助成金を受けたとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、助成金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(助成金の給付申請)

- 第6条 助成金の給付を受けようとする者は、熊本市犯罪被害者等転居費用助成金給付申請書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が当該助成金の申請をすることができない場合は、当該申請者の法定代理人又は任意代理人が代理申請をすることができる。
  - (1) 熊本市犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書
  - (2) 転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書
  - (3) 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類 (給付の申請期限)

- 第7条 前条の規定による申請は、遺族見舞金又は重傷病等見舞金の給付が決定した日から1年を経過したときは、することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない 理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(給付の決定)

- 第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて関係機関等への照会等を行い、助成金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかに熊本市犯罪被害者等転居費用助成金給付決定及び給付額の確定通知書(様式第2号)又は熊本市犯罪被害者等転居費用助成金不給付決定通知書(様式第3号)により、その内容を申請者に通知するものとする。 (助成金の請求)
- 第9条 前条に規定する通知により助成金の給付決定を受けた者は、熊本市犯罪被害者等 転居費用助成金請求書(様式第4号)により、市長に当該助成金の給付を請求するもの とする。

(給付の決定の取消し)

- 第10条 市長は、助成金の給付決定を受けた者に当該給付を受ける資格がないことが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、助成金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決 定を受けたと認めることが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に助成金が給付されているときは、当該助成金を受けた者は市長が定める日までに助成金を返還しなければならない。この場合において、見舞金の給付を受けた者は、熊本市補助金等交付規則第14条に規定する違約加算金を市に納付しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の給付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。

# 熊本市犯罪被害者等転居費用助成金給付申請書

]	熊本市長	宛			年	月	日
		申請者(給付対象者)	(フリガナ) 氏 名 犯罪被害者との続柄 連 絡 先	_	_		)
į	転居費用助成金の給付	†を受けたいので、次の	)とおり必要な書類を?	忝えて申請 <sup>†</sup>	します。		
			記				
1	交付申請額	円					
2	転居年月日 年 月	<u>日</u>					
3	転居前住居						
4	転居後住居	□ 申請者欄に同じ					
5	<ul><li>决定通知書送付先</li><li>□ 転居後住居</li><li>□ 〒 -</li></ul>	□ 申請者欄に同じ					
6		· 等見舞金給付決定及ひ	ぶ給付額の確定通知書				

(2) 転居に際して運送事業者が作成した内訳書及び領収書

(3) 従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等

### 7 各種要件等

	私は、以下の事項に該当します。(※	≪ 該当する□にタ	-エック)							
	□ 「熊本市犯罪被害者等見舞金網	給付要綱」第3章	条第1項第1	号に規定する	遺族見舞金					
	又は同項第2号に規定する重傷病等見舞金の給付を受けた者である。									
助	□ 以下のいずれかに該当する。									
成	① 従前の住居又はその付近に	おいて、犯罪被領	害を受けたた	めに、精神的	に当該住居					
対	に居住し続けることが困難と	なった。								
象	② 犯罪行為により従前の住居	が滅失し、又は	著しく損壊し	たために居住	することが					
要	できなくなった。									
件	③ 二次被害又は再被害を受けた者若しくは受ける恐れがある。									
	□ 遺族見舞金又は重傷病等見舞金の給付が決定した日から本申請書の提出まで1年を									
	経過していない。 見舞金の給付決定日: 年 月 日									
	事項にかかる調査等への同意									
給付申	請を行うにあたって、以下の事項に「	司意します(□に	[チェック)							
	提供する個人情報は、熊本市犯罪被	皮害者等転居費用	助成金給付の	目的の範囲内	において、誓					
	察等の関係機関への照会等に利用さ	くれることに同意	します。							
	住民票、戸籍等の関係書類に関する	る調査に同意しま	す。(希望する	場合のみ)						
	見舞金給付にかかる申請内容に虚例	為がないことを認	ぬ、見舞金の	給付後に虚偽	又はその他不					
	正な手段による給付であったと市長	長が認めた場合に	は、見舞金を	市に返還する	ことに同意し					
	ます。									
9 給付	除外事由に該当しないことの確認									
以下の	とおり給付除外事由に該当しないこ。	とを確認しました	ヒ(□にチェッ	ク)						
	同一の犯罪被害にかかる転居費用に	こついて、他の地	力自治体から	当該助成と同	種の支援を受					
	けていない。									
10代	理申請について									
	ない									
	あり ⇒ 理由 (				)					
	(代理人)	住所								
		氏 名								
		生年月日	年	月	日生					
		連絡先	_		н					
		給付対象者との	の関係(		)					
上記由語	内容に間違いありません。	₩111713V1⊟ C V	/ M M (		,					
ᅩᇚᆛᆥ	11 17日19日本・ガッまで1/0。	氏 名								
			<b>正</b> 夕		\					
		(上記代理人	八八石		)					

	添付書類
必須	□ 熊本市犯罪被害者等見舞金給付決定及び給付額の確定通知書 ※給付決定から1年以内であること。
書	□ 転居に際して運送業者が作成した内訳書及び領収書
類	□ 転居前及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類等
該当する場合に添い	<ul><li>代理人による代理申請の場合</li><li>□ 代理人であることを証明する書類(法定代理人の場合は戸籍の謄本等、任意代理人の場合は委任状)</li></ul>
付	□ その他、市長が必要と認める書類

※該当する項目の□に✓印を入れてください。

※住民票、戸籍等の関係書類に関する調査については、8の「住民票、戸籍等の関係書類に関する調査に同意します。」にチェックされた場合は省略可能です。ただし、給付決定までに時間を要する場合があります。

 生安発第
 号

 年
 月

 日

様

#### 熊本市長

熊本市犯罪被害者等転居費用助成金給付決定及び給付額の確定通知書

年 月 日付で申請のあった熊本市犯罪被害者等転居費用助成金については、下記のとおり 給付決定及び給付額の確定をしましたので、通知します。

記

1 助成金の額

※助成金の給付後に、助成金の給付を受ける資格がないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により助成金の給付の決定を受けたと認めることが判明した場合は、助成金の返還及び違約加算金の納付を求めることがあります。

※助成金の返還を求められたときは、市長が定める日までに助成金を返還しなければなりません。

 生安発第
 号

 年
 月
 日

様

#### 熊本市長

## 熊本市犯罪被害者等転居費用助成金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった熊本市犯罪被害者等転居費用助成見舞金については、下記のとおり給付しないこととしましたので、通知します。

記

1 給付しない理由

## 熊本市犯罪被害者等転居費用助成金給付請求書

熊本市長	宛					年	月	日
		受給決定者	住氏					
			連 絡	先	_	_		

年 月 日付け 生安発第 号で決定通知がありました熊本市犯罪 被害者等転居費用助成金給付について、下記のとおり請求します。

請	求	金	額					円
				フ	IJ	ガ	ナ	
				П	座名	,義	人	
				金	融機	と 関	名	
振	込	口	座	支	店	î	名	
				種			別	普通・当座
				П	座	番	号	